

別記様式第2-1号別添（別記1-2別記様式第2-1号関係）

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業
都道府県スマート農業ビジョン

都道府県名 徳島県

策定：令和8年2月27日

1 目的

本県は、恵まれた自然環境や地理的条件を活かし、多種多様な農林水産業を営み、「生鮮食料供給地」としての機能を果たしている。一方で、本県農業の担い手の減少、高齢化に伴う人手不足が深刻化している中、食料の安定生産が危惧されている。こうした状況を踏まえ、労働生産性の高い農業への転換を図るため、ロボット技術やICTを活用したスマート農業技術の導入を推進する。併せて、県内農業者がスマート農業技術を最大限に活用するため、スマート農業技術の利用効率を高める栽培体系への転換や簡易な基盤整備を推進する。

2 基本方針

作物名	スマート農業の推進方針
作物共通	本県の農業振興に関する計画等と整合させるほか、作物別に定める下記の基本方針に基づき、技術課題解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により、労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する取組を行う。
土地利用型作物	技術課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に推進する以下のような取組等を実施する。 1 直播栽培の導入 ・自動操舵システムが搭載されたトラクターを活用した直播作業を行うとともに、作期の異なる品種の導入により直播面積割合を拡大することで、スマート農業技術の作業効率を向上。 2 自動化農機等の導入 ・自動操舵システムが搭載されたトラクターを活用した耕耘、播種、収穫等の作業を行うとともに、その作業効率を高めるため畦畔を除去してほ場を大区画化。 3 土地生産性（収量性）の向上 ・栽培管理システムにおいて前年度収量等を把握し、これを他の生産者と共有することでほ場ごとの適正施肥量を設定。この施肥作業を省力的に実施するために、自動操舵システムが搭載された可変施肥田植機を活用。

	<ul style="list-style-type: none"> ・栽培管理システムから得られるデータを産地内で共有し、農薬・肥料の散布作業適期を決定。この農薬、肥料の散布作業を確実に適期に行うため、農業用ドローンを活用。 <p>4 品質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位センサー・自動給水装置を導入し、適正な水管理を自動化するとともに、その精度を向上させるため、レーザーレベラー等によるほ場の均平化を実施。 ・栽培管理システムから得られるデータを産地内で共有し、ほ場内のメッシュごとに適正施肥量を設定。この施肥作業を適正に行うために施肥量を調整する可変施肥機を導入。
野菜・畑作物	<p>技術課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に推進する以下のような取組等を実施する。</p> <p>1 機械化一貫体系の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象条件や生育状況等から正確な生育期間を把握する生育予測システムから得られるデータを産地内で共有し、ほ場単位ごとに追肥作業や収穫作業。次期作での定植作業等の適期を設定することで機械群の稼働率を最適化。また、定植作業や施肥作業等を確実に適期に実施するために、定植機や収穫機等を導入。 ・栽培管理システムを導入するとともに、栽培管理情報や作業日誌等のデータを産地内で共有し、適期の植付けや収穫時期を決定することで、機械群の稼働率を最適化。当該生育ステージ予測に基づく作業を効率的に行う播種機・植付機・収穫機を導入。 <p>2 直播栽培等の省力作業体系の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動操舵システムが搭載されたトラクターを活用した直播栽培に取り組むとともに、その作業効果を高めるため枕地を拡大。 ・栽培管理システムを導入し、得られたデータを産地内で共有し、生育ステージ予測、病害予測機能に基づく作業時期を決定することで、播種機・植付機・収穫機・施肥用ドローン・防除用ドローン等機械の稼働率を最適化。 <p>3 大規模化に対応した機械化体系の導入（畑作物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動操舵システムが搭載された播種機・植付機を導入するとともに、その作業効果を高めるため、同収穫機が稼働できる枕地の確保や畝間の拡大を実施。 <p>4 高度環境制御装置の導入（野菜）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境モニタリング装置を導入するとともに、得られたデータをもとに障害回避のための適期作業計画を策定。作業計画に沿った作業を省力的に行うために必要なかん水制御装置や自動換気・遮光装置や可変施肥機等を導入。

	<p>5 機械利用効率を高めるための動線の確保等の栽培体系等の導入（野菜）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫用ロボットを導入するとともに、その導入効果を高めるために、農業用ハウス床面の整地や通路幅を最適化、動線を確保。
花き	<p>技術課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に推進する以下のような取組等を実施する。</p> <p>1 機械化一貫体系の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境モニタリング装置を導入するとともに、産地内でデータ共有し、当該データをもとに障害回避のための適期作業計画を策定。作業計画に沿った作業を省力的に行うために必要なかん水制御装置や可変施肥機を導入。 <p>2 高度環境制御装置の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合環境制御装置を導入するとともに、環境モニタリングデータを他の生産者と共有、分析し、この分析結果を活用して栽培管理を最適化。
果樹	<p>技術課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により労働生産性の向上を一体的かつ合理的に推進する以下のような取組等を実施する。</p> <p>1 自動化農機等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防除用ドローンや草刈りロボットを導入するとともに、これら自動化農機の利用効率を高める省力樹形等の導入や園内道の整備を実施。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地スマート計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 推進・指導方針</p> <p>本事業の効果的な実施に向け、県関係部局（南部総合県民局、西部総合県民局、東部農林水産局）及び市町村と連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 産地スマート計画・取組主体事業計画の審査方針</p> <p>地域農業再生協議会等は、取組主体より提出のあった取組主体事業計画について、交付等要綱、実施要領、スマート農業技術活用促進法及び本ビジョンに基づき、本事業の趣旨に即した計画となっているかを審査後、産地スマート計画を策定し、市町村に提出する。</p> <p>市町村は提出のあった産地スマート計画の内容を審査し、県に提出する。</p> <p>県は、産地スマート計画（取組主体事業計画を含む）とスマート技術高度利用計画の内容を審査し、県事業計画に位置づける。</p>
--

4 取組要件

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 機械導入 交付等要綱の別表1の事業内容を満たすものを補助対象とする。 また補助対象機械は、実施要領の別記1-2の第11条及び別表5に掲げるものとする。</p> <p>(2) 栽培方式転換 交付等要綱の別表1の事業内容及び本ビジョンの2の基本方針を満たす取組を補助対象とする。 また補助対象の取組は、実施要領の別記1-2の第11条及び別表5に掲げるものとする。</p> <p>2 対象者 交付等要綱の別表1の取組主体を補助対象者とする。</p>

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

取組内容及び対象経費を確認するため、以下の書類を提出させることとする。	
1 計画申請時	
(1) 事業費（産地スマート計画（取組主体事業計画）、スマート技術高度利用計画）	
①見積書（複数の販売会社の見積書の写し）、カタログ	②導入する機械等が成果目標の達成に寄与することがわかる資料
③能力・台数などの算定根拠、機械の利用計画	④費用対効果分析資料（機械を導入する場合）
⑤位置図・配置図（機械等を設置、保管場所がわかる図）	⑥申請者の規約・定款（任意組織、農業法人の場合）
⑦環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート	⑧改植実施園の位置図（改植の場合）
⑨その他必要な資料	
(2) 推進事務費（産地スマート計画（取組主体事業計画））	
①見積書、単価の根拠資料	②人件費及び賃金等の時間給又は日当の価格根拠
④謝金規程	⑤委託契約
③旅費規程 ⑥その他必要な資料	
2 実績報告、請求時	
(1) 事業費（産地スマート計画（取組主体実施計画）、スマート技術高度利用計画）	
①入札関係書類	②発注書・契約書
⑥領収書（支払済みの場合）	⑦導入後の写真（設置を要する機械については導入前後の写真）
⑧財産管理台帳	⑨環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
③借受証（リースの場合）	
④納品書	
⑤請求書	

- ⑩機械が中古の場合は耐用年数の残存年数が2年以上あることがわかる資料
⑪動産総合保険等の保険契約書（機械を導入し、契約済みの場合） ⑫その他必要な資料

(2) 推進事務費（産地スマート計画（取組主体事業計画））

- ①業者選定関係書類 ②発注書、契約書、旅費計算書等 ③納品書（納品がある場合） ④請求書
⑤領収書（支払済みの場合） ⑥成果品（写真等） ⑦委託契約書 ⑧その他必要な資料

上記書類については、導入する農業機械の減価償却期間が終了するまで保管することとする。

6 取組主体助成金の交付方法

県は、補助金を市町村に交付し、市町村は地域農業協議会等に通知のうえ、取組主体に補助金を交付する。
ただし、徳島県農業再生協議会が定める産地スマート計画の事業については、県から取組主体に補助金を交付することができる。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、本事業の交付等要綱、補助金等の交付に関する規則等に基づき、適正な事業執行に努めるものとする。以上の関係通知に記述があるもののほか、遵守すべき主な事項は以下のとおり。

1 交付等要綱に基づいて適正に事業に取り組むこと。

2 取組主体（取組主体事業計画、スマート技術高度利用計画）

- (1) 事業計画、実績報告、事業実施状況報告及び事業評価等を地域協議会等又は県が示す時期までに、根拠資料を添付して提出すること。
(2) 非課税業者であることは自ら証明すること。
(3) 契約にあたっては、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により実施すること。
(4) 事業要件を満たさないことが判明した場合、補助金を返納すること（補助金の仕入れに係る消費税等相当額の返納等）。
(5) 耐用年数期間中は、財産を適正に管理すること。

3 地域協議会等（産地スマート計画）

- (1) 事業計画、実績報告、事業実施状況の報告及び事業の評価等を、県が示す時期までに、根拠資料を添付して提出すること。
(2) 事業要件を満たさないことが判明した場合、補助金の返納を求めること（補助金の仕入れに係る消費税等相当額の返納等）。
(3) 耐用年数期間中は、財産を適正に管理するよう、取組主体を指導すること。

8 その他

高度利用計画取組主体が策定する「スマート技術高度利用計画」については、以下のとおり規定する。

1 審査の方針、体制

県は、取組主体から提出のあったスマート技術高度利用計画の内容を審査し、県事業計画に位置づける。

スマート技術高度利用計画に係る審査は、交付等要綱、実施要領及びスマート農業技術活用促進法に基づき、本事業の趣旨に即した計画となっており、かつ、認定された生産方式革新実施計画と整合性のとれた計画となっているかを審査する。

2 取組内容及び対象経費等の確認方法

本ビジョンの5の内容に加え、スマート技術高度利用計画、認定された生産方式革新実施計画、認定通知を提出させること。